



# 栃木県公報

平成27年  
5月29日(金)  
号外  
第43号

## 目次

### 規 則

- 建築基準法施行細則の一部改正..... 1
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正..... 2
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正..... 2
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正..... 2

### 告 示

- 建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示の一部改正..... 2

### 人事委員会

- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 3

### 公安委員会

- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 3
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正..... 3

## 規 則

### 栃木県規則第三十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十七年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

#### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和三十三年栃木県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第十一条の次に次の一条を加える。

（規則第十条の二十三第六項の図書及び書類）

**第十一条の二** 規則第十条の二十三第六項の知事が定める図書及び書類は、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書とする。

第十四条中「承認」を「認定」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「承認」を「認定」に改め、同条第五項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に、「第十七項」を「第十九項」に改める。

第二十八条第一項中「第五条の四第二項」を「第五条の六第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三十条中「第二十八条第一項若しくは第三項」を「第二十八条」に改める。

第三十三条第一項及び第二項中「承認」を削る。

第三十四条の見出し中「承認」を削り、同条中「承認」を削り、「又は確認」を「確認又は認定」に改める。

別記様式第二号の三中「第86条」を「第86条の7」に改める。

別記様式第三号中「承認」を「認定」に

「注 1 ※印及び不要の欄は記入しないでください。

2 新たに工事監理者となる者が建築士である場合は、建築士免許証の写しを添付してください。」

「※印及び不要の欄は記入しないでください。」

改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「承認」を「認定」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

**栃木県規則第三十一号**

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

**都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年栃木県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改める。

第四条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法第五十四条第二項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう」に改め、「（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、正本一通及び副本三通）」を削り、同項を同条とする。

第六条中「第四条第一項」を「第四条」に改め、「同条第二項中」を削る。

**附 則**

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

**栃木県規則第三十二号**

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

**建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十六年栃木県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

（建築課）

**栃木県規則第三十三号**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

**長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年栃木県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改める。

第五条の見出し中「申し出」を「申出」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の申し出」を「法第六条第二項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出」に改め、「（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、正本一通及び副本二通）」を削り、同項を同条とする。

第七条中「第五条第一項中」を「第五条中」に改め、「同条第二項中」を削る。

**附 則**

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

（住宅課）

**告 示**

**栃木県告示第二百八十一号**

建築基準法第七条の三第一項及び第六項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示(平成十三年栃木県告示第百八十九号)の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から適用する。

平成二十七年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

第三第一号(一)及び第二号(一)中「第六条の三第一項第一号」を「第六条の四第一項第一号」に改める。

(建築課)

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

#### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号又中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号中ルを削り、ヲをルとし、ワをヲとする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第八号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

#### 栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十中第九項を第十三項とし、第二項から第八項までを四項ずつ繰り下げ、第一項の次に次のように加える。

二 道路交通法第百八条の二第二項第十四号の規定による自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	要
三 道路交通法第百八条の三の四の規定による自転車運転者講習の受講命令	要
四 道路交通法第百八条の三の五の規定による自転車運転者講習の受講命令等の報告	
五 行政手続法第十三条第一項第二号の規定による弁明の機会の付与(道路交通法第百八条の三の四の規定により自転車運転者講習の受講を命ずる場合に限る。)	

#### 附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

### 栃木県公安委員会規程第四号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

**栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程**

栃木県公安委員会公印規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表十四号印の項使用区分の欄中「及び安全運転管理者等講習受講証明書」を「安全運転管理者等講習受講証明書、自転車運転者講習受講命令書、命令通知書、命令執行通知書、命令書返送書及び自転車運転者講習終了証書」に改める。

**附 則**

この規程は、平成二十七年六月一日から施行する。